主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

弁護人塚本義明の控訴趣意は、本件記録添附の同人の控訴趣意書を引用するが、 その要旨は、原判決は、判決に影響を及ぼすこと明らかな法令の適用に誤りがあ る。即ち起訴状によれは、同一の日時場所で、Aに対し、脅迫暴行の手段により金 五百円を喝取し、更に他の脅迫手段を用い金二百円を喝取せんとしたが、その目的 を遂げなかつたものであるとし、罪名として恐喝、同未遂(刑法第二四九条、第二五〇条)を掲げているところから考えて、恐喝罪と同未遂罪とは併合罪であるとして起訴したことが明らかである。然るに原判決は、恐喝罪の一罪と認定し、恐喝未 遂について、主文において、無罪の判決を言渡さなかつたのは、違法であると謂う にある。よつて案ずるに、本件起訴状の公訴事実には、被告人は、Aより金員を喝取せんことを企て、昭和二十六年二月十二日午後十一時過頃、岐阜市a町B方において、同人に対し「一寸顔をかしてくれ」と申向けて、同家横の露路内に連れ出し、「お前は近頃金を儲けてBあたりへ遊びにくるが、俺に挨拶をしない、お前は生意気だ」と言いがかり、突如同人の顔面を殴打し、且つ左股を足蹴にした上、「傍け一週間位後には、大坂の裁判所で別を受けるのであるから、今も前を殴って 「俺は一週間位後には、大垣の裁判所で刑を受けるのであるから、今お前を殴つて も五十歩百歩だ、四年前お前の買つた盗品のことで金を貰つたことがあるが、 これ から警察へ行つて、そのことを喋つてもよいか」と申向け、以て同人の身体、名誉 に対し危害を加うべき趣旨を暗示し、更に同人の顔面を殴打して畏怖せしめ、よつ て金五百円を提供させて喝取した上、更に同人に対し「四年前のことは黙つていてやるし、今後道で会つても知らん顔をしてやるから明晩までに金二万円をBのマネージヤーのCまで出して置け」と申向け、同人が即座に応諾せざるや「お前は刺される」となると、大きのではなって、冷さなれると思います。 れたいのか」と称し、ズボンのポケツトに手を差入れて、恰も短刀でも取出すよう な身振りを示して同人を威迫して畏怖せしめ、金二万円を喝取しようとしたが、そ の目的を遂げなかつたものであるとし、罪名として恐喝及び恐喝未遂(刑法第二百 四十九条、第二百五十条)を掲げたのに対し、原判決が、犯罪事実として、被告人は、Aより金員を喝取せんことを企て、昭和二十六年二月十二日午後十一時過頃、岐阜市 a 町 B 方において、同人に対し、「一寸顔をかしてくれ」と申し向けて、同 家横の露路内に連れ出し、「お前は近頃金を儲けてBあたりへ遊びにくるが、俺に 挨拶をしないお前は生意気だ」と言いがかり、突如同人の顔面を殴打し、且つ左股 を足蹴にした上、「俺は一週間位後には、大垣の裁判所で刑を受けるのであるか 今お前を殴つても五十歩百歩だ、四年前お前の買つた盗品のことで金を貰つた ことがあるが、これから警察へ行つてそのことを喋つてもよいか」と申し向け、以 て同人の身体、名誉に対し危害を加うべき趣旨を暗示し、更に同人の顔面を殴打し て畏怖せしめ、金二万円の交付を求め、よつて金五百円を提供させて喝取したものであると認定し、刑法第二百四十九条第一項の恐喝既遂罪の一罪とし、被告人に懲役八月を科した上、前記起訴状に記載せられてある恐喝未遂の点は、証人A、被告 人の原審公判廷における各供述を綜合すれば、これを認め得られるが、判示恐喝既遂の事実と同一行為によつて為されたもので、右恐喝罪に包括されるものと認める べきであつて、併合罪を構成するものでないとし、主文で特に恐喝未遂について何 等の言渡を為さなかつたことは、所論の通りである。

する外に適切な方法を発見することができない。更に判決の既判力は、訴因について生ずるものでなく、公訴事実について、これと同一性のある事実全部に及ぶものと解すべきであるから、原判決の通り裁判しても、起訴状記載の恐喝未遂の事実について、既判力が生じないとすることはできない。又原判決認定の犯罪事実と起訴状記載の公訴事実の訴因とにくいちがいがあつたり同一性を欠くようなこともない。以上の理由により、原判決には、何等法令違反はなく、論旨は、理由がない。よって刑事訴訟法第三百九十六条により、本件控訴を棄却する。(裁判長判事 高城運七 判事 高橋嘉平 判事 赤間鎮雄)